

## 鳥取県告示第 450 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 52 条第 1 項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年鳥取県規則第 54 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同規則第 9 条前段の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成 19 年 5 月 25 日（金）午後 2 時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県庁農林水産部第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎 4 階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第 52 条第 1 項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。